

障がい福祉サービス事業 指導調書

放課後等デイサービス

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	児童福祉法
施行規則	児童福祉法施行規則
11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
18 厚令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
18 厚令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
24 厚令 15	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
24 厚告 122	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
24 厚告 128	厚生労働大臣が定める一単位の単価
24 厚告 269	厚生労働大臣が定める施設基準
24 厚告 270	厚生労働大臣が定める児童等
24 厚告 271	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

第1 基本方針（法第21条の5の18）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	（1）放課後等デイサービスに係る指定通所支援（指定放課後等デイサービス）の事業を行う者（指定放課後等デイサービス事業者）は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。	平24厚令15第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（障がい福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条第3項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（3）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3条第4項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（4）指定放課後等デイサービスの事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。	平24厚令15第65条	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第21条の5の19第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業員の員数	（1）指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第66条第1項 平24厚令15第66条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(経過措置)</p> <p>令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業所については、令和5年3月31日までの間は、障がい福祉サービス経験者についても、一の員数に加えることができるものとする。</p>	<p>令3厚令10附則第6条</p>		<p>適・否・非該当</p>	
<p>※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）</p>					
	<p>(2)(1)の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合。</p> <p>二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合。</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>平24厚令15第66条第2項 平24厚令15第66条第4項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(3)(2)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>平24厚令15第66条第3項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっている。</p> <p>(ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。)</p> <p>一 嘱託医 1以上 二 看護職員 1以上</p>	<p>平24厚令15第66条第4項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上				
	(5)(1)の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平 24 厚 令 15 第 66 条第 6 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	(6)(3)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平 24 厚 令 15 第 66 条第 7 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	(7)(1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平 24 厚 令 15 第 66 条第 8 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
2 管理者	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平 24 厚 令 15 第 67 条 平 24 厚 令 15 第 7 条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所（(2)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（(2)において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平 24 厚 令 15 第 67 条 平 24 厚 令 15 第 8 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 24 厚 令 15 第 67 条 平 24 厚 令 15 第 8 条第 2 項準用	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	適・否・非該当	

第3 設備に関する基準（法第21条の5の19第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
設備に関する基準	（1）指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	平 24 厚令 15 第 68 条第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（2）（1）に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平 24 厚令 15 第 68 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（3）（1）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平 24 厚令 15 第 68 条第 3 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

第4 運営に関する基準（法第21条の5の19第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 利用定員	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。）	平 24 厚令 15 第 69 条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
2 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 12 条第 1 項準用	重要事項説明書 利用契約書（保護者の署名捺印）	適・否・非該当	
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 12 条第 2 項準用	重要事項説明書 利用契約書（保護者の署名捺印） その他保護者に交付した書面	適・否・非該当	
3 契約支給量の報告等	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 13 条第 1 項準用	受給者証の写し	適・否・非該当	
	（2）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平 24 厚令 15 第 71 条	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		平 24 厚令 15 第 13 条第 2 項準用			
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 13 条第 3 項準用	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 13 条第 4 項準用	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
4 提供拒否の禁止	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 14 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者(障がい児相談支援事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 15 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域(当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 16 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
7 受給資格の確認	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 17 条準用	受給者証の写し	適・否・非該当	
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 18 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 18 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
9 心身の状況等の把握	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 19 条準用	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
10 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 20 条第 1 項準用	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 20 条第 2 項準用	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
11 サービス提供の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 21 条第 1 項準用	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 21 条第 2 項準用	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が、指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 22 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 22 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平 24 厚令 15 第 70 条第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平 24 厚令 15 第 70 条第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	平 24 厚令 15 第 70 条第 3 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平 24 厚令 15 第 70 条第 4 項	領収書	適・否・非該当	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 70 条第 5 項	重要事項説明書	適・否・非該当	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者等に通知しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 24 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 25 条第 1 項準用	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 25 条第 2 項準用	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 26 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 26 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 26 条第 3 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は(3)の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 一 当該放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 26 条第 4 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 26 条第 5 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
17 放課後等デイサービス計画の作成等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 1 項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 2 項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 3 項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 4 項準用	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 5 項準用	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 6 項準用	個別支援計画（保護者の署名捺印）	適・否・非該当	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 7 項準用	保護者に交付した記録 個別支援計画（保護者の署名捺印）	適・否・非該当	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なア	平 24 厚令 15 第 71 条	個別支援計画 アセスメント及びモニタ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	セメントを含む。モニタリング)を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 8 項準用	リングに関する記録		
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 9 項準用	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 放課後等デイサービス計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 27 条第 10 項準用	(2) から (7) に掲げる確認資料	適・否・非該当	
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 19 に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 28 条準用	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) 他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
19 相談及び援助	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 29 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 指導、訓練等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 30 条第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 30 条第 2 項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 30 条第 3 項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 30 条第 4 項準用	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 30 条第 5 項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 32 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 32 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 緊急時等の対応	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 34 条準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 35 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 管理者の責務	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 36 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 4 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 36 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
25 運営規程	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項 	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 37 条準用</p>	運営規程	適・否・非該当	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 38 条第 1 項準用</p>	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p>	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 38 条第 2 項準用</p>	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 38 条第 3 項準用</p>	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	<p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 38 条第 4 項準用</p>	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
27 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務】</p>	<p>平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 1 項準用</p>	業務継続計画	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条の2第2項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条の2第3項	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
28 定員の遵守	指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第71条 平24厚令15第39条準用	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
29 非常災害対策	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第1項準用	非常災害対策計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第2項準用	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第3項準用	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類	適・否・非該当	
	【浸水想定区域および土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画 避難訓練の記録	適・否・非該当	
30 衛生管理等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第1項準用	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第2項準用	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>① 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：3月に1回以上</p> <p>② 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行っているか。</p> <p>※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】</p>		研修及び訓練を実施したことが分かる書類		
31 協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 42 条 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
32 掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定放課後等デイサービス事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定放課後等デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 43 条 第 1 項・第 2 項 準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
33 身体拘束等の禁止	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 44 条 第 1 項 準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 44 条 第 2 項 準用	身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）	適・否・非該当	
	（3）指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 44 条 第 3 項 準用	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上</p> <p>※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p>				
34 虐待等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令15第71条</p> <p>平24厚令15第45条第1項準用</p>	<p>個別支援計画</p> <p>虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等）</p> <p>ケース記録</p> <p>業務日誌</p>	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※年1回以上</p> <p>② 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。※年1回以上</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>平24厚令15第71条</p> <p>平24厚令15第45条第2項</p>	<p>委員会議事録</p> <p>従業者に周知したことが分かる書類</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）</p>	適・否・非該当	
35 秘密保持等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>平24厚令15第71条</p> <p>平24厚令15第47条第1項準用</p>	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第71条</p> <p>平24厚令15第47条第2項準用</p>	<p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p>	適・否・非該当	
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第71条</p> <p>平24厚令15第47条第3項準用</p>	個人情報同意書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
36 情報の提供等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 48 条第 1 項準用	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 48 条第 2 項準用	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
37 利益供与等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者(障がい児相談支援事業者等)、障がい福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 49 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 49 条第 2 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
38 苦情解決	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 50 条第 1 項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 50 条第 2 項準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 50 条第 3 項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 50 条第 4 項準用	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 50 条第 5 項準用	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
39 地域との連携等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 51 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
40 事故発生時の対応	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 52 条第 1 項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 52 条第 2 項準用	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 52 条第 3 項準用	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
41 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 53 条準用	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
42 記録の整備	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第 54 条第 1 項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条 平 24 厚令 15 第	左記一から六までの書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<ul style="list-style-type: none"> 一 11 (1) により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 二 放課後等デイサービス計画 三 23 に規定する市町村への通知に係る記録 四 33 (2) に規定する身体拘束等の記録 五 38 (2) に規定する苦情の内容等の記録 六 40 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	54 条第 2 項準用			
43 電磁的記録等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	平 24 厚 令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	平 24 厚 令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 共生型障がい児通所支援に関する基準（法第21条の5の17）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準	放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	平 24 厚令 15 第 71 条の 2 平 24 厚令 15 第 54 条の 2 準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	二 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
2 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。	平 24 厚令 15 第 71 条の 2 平 24 厚令 15 第 54 条の 3 準用 平 11 厚令 37 平 18 厚令 34	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類	適・否・非該当	
	二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	三 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄										
3 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業業者等の基準	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。</p>	平 24 厚令 15 第 71 条の 2 平 24 厚令 15 第 54 条の 4 準用 平 18 厚令 34 平 18 厚令 36 平 18 厚令 171 平 24 厚令 15 第 72 条の 2	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当											
	<p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりをいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。</p> <table border="1" data-bbox="315 1011 770 1161"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		登録定員			利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
	登録定員		利用定員												
	26人又は27人		16人												
28人	17人														
29人	18人														
<p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	平面図 【目視】	適・否・非該当													
<p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p>	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）			適・否・非該当											

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	五 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 準用	(平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 7 条、第 8 条、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条の 4 まで、第 65 条及び第 70 条の規定を準用)	平 24 厚令 15 の第 71 条の 2	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	
5 電磁的記録等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 多機能型事業所に関する特例（法第21条の5の19）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
<p>1 従業者の員数に関する特例</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(3)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 児童指導員又は保育士</p> <p>指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障がい児の数が10までのもの 2以上</p> <p>ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	<p>平24厚令15第80条第1項（第66条第1項適用）</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合。</p> <p>二 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>平24厚令15第80条第1項（第66条第2項、第4項適用）</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>平24厚令15第80条第1項（第66条第3項適用）</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(4)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第1項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	平24厚令15第82条第2項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第3項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい者が重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第4項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
4 電磁的記録等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい	平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。				

第7 変更の届出等（法第21条の5の20）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（1）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第8 介護給付費の算定及び取扱い（法第21条の5の3第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄																									
1 基本事項	（1）放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122の 一 平24厚告128	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																										
	（2）（1）の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の 二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																										
	<p>【多機能型事業所の場合】 「サービスの組み合わせ」および「従業員の因数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービスの組み合わせ</th> <th colspan="2">従業員の員数に関する特例</th> </tr> <tr> <th>適用あり</th> <th>適用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「児」＋「児」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> <tr> <td>「児」＋「者」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> </tbody> </table> <p>（貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>定員数</th> <th>サビ管名および児発管名</th> <th>請求時の定員規模別単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例		適用あり	適用なし	「児」＋「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定	「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定	サービス名	定員数	サビ管名および児発管名	請求時の定員規模別単価														適・否・非該当
サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例																													
	適用あり	適用なし																												
「児」＋「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定																												
「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定																												
サービス名	定員数	サビ管名および児発管名	請求時の定員規模別単価																											
2 放課後等デイサービス給付費																														
（1）放課後等デイサービス給付費	（1）障がい児に対し指定放課後等デイサービス行う場合 ＜授業の終了後に行う場合＞ 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児（以下「就学児」という。）（重症心身障がい児を除く。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122 別表第3の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																										
	（2）障がい児に対し指定放課後等デイサービス行う場合 ＜休業日に行う場合＞ 就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童（以下「就学児等」という。）（重症心身障がい児を除く。）に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施	平24厚告122 別表第3の1の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																										

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。				
	(3) 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービス行う場合 ＜授業の終了後に行う場合＞ 就学児（重症心身障がい児に限る。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(4) 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービス行う場合 ＜休業日に行う場合＞ 就学児（重症心身障がい児に限る。）に対し、休業日に、別に 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 共生型放課後等デイサービス給付費	(1) 共生型放課後等デイサービスを行う場合 ＜授業の終了後に行う場合＞ 就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 1 の 2 平 24 厚告 269 第 8 号の 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 共生型放課後等デイサービスを行う場合 ＜休業日に行う場合＞ 就学児に対し、休業日に、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 2 の 2 平 24 厚告 269 第 8 号の 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(3) 30 分以下のサービス提供の取扱い	指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供時間（送迎に係る時間は除く）が 30 分以下のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が 30 分以下の指定放課後等デイサービス等が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 3 平 24 厚令 15 第 27 条 平 24 厚令 15 第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6 準用	放課後等デイサービス計画 適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
3 減算	放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 平 24 厚告 271 の三のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(1) 定員超過	ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員 50 人以下の指定放課後等デイサービス事業所の場合 1日当たりの利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。(Ⅱ) 及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。(Ⅱ) 及びイにおいて同じ。)に 150% を乗じて得た数を超える場合、当該 1 日について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 注 4 (1) 平 24 厚告 271 の三のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定放課後等デイサービス事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に、利用定員から 50 を差し引いた数に 25% を乗じて得た数に、25 を加えて得た数を加えて得た数を超える場合、当該 1 日について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	イ 過去 3 月間の利用者の数 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合、当該 1 月間について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算)		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等において、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合は、当該サービスごとに前述のア及びイを適用する。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 人員欠如	エ 指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者の員数が、厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準(人員欠如)に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 児童指導員又は保育士の欠如の場合 ア 減算が適用される月から 3 月未満の月については、所定単位数の 100 分の 70 イ 減算が適用される月から連続して 3 月以上の月については、所定単位数	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 注 4 (1) 平 24 厚告 271 の三のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3 報酬改定に伴い、R3.4.1 より障がい福祉サービス経験者削除 ※令和 3 年 3 月末時点での指定事業所は、2 年間の経過措置あり。

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>の100分の50</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如の場合</p> <p>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50</p>				
(3) 放課後等デイサービス計画未作成減算	<p>オ 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>カ 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。</p>	平24厚告122別表第3の1注4(2)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(4) 自己評価結果等未公表減算	キ 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、基準第71条において準用する基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして市長に自己評価結果等を届け出していない場合、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の1注4(3)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(5) 開所時間減算	ク 学校休業日に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、当該指定放課後等デイサービス事業所等の運営規程に定める営業時間の時間数が4時間を満たしていない場合、所定単位数に100分の70、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の1注5 平24厚告271の三のハ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(6) 身体拘束廃止未実施減算	<p>ケ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、(二)～(四)について、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p> <p>(一) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束に係る記録が行われていない場合</p> <p>(二) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上開催していない場合</p>	平24厚告122別表第3の1注6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
4 児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な就学児等に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数(専門的支援加算を算定している場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、	平24厚告122別表第3の1の注7 平24厚告270の	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算において「児童指導員等」という。）又はその他の従事者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合</p> <p>② 児童指導員等を配置する場合</p> <p>③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ロ 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合</p> <p>② 児童指導員等を配置する場合</p> <p>③ その他の従業者を配置する場合</p>	七、七の二			
5 専門的支援加算	<p>理学療法士等（保育士を除く。以下この専門的支援加算において同じ。）必要な就学児に対する支援及び就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業員の員数も含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算していないか。</p> <p>イ 障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <p>ロ 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 注 8	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
6 看護職員加配加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 看護職員配置加算（I）</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 9 平 24 厚告 269 の十	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置</p> <p>② 通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上</p> <p>③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して放課後等デイサービスを提供することができる旨を公表</p> <p>□ 看護職員配置加算（Ⅱ）</p> <p>次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置</p> <p>② スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上</p> <p>③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して放課後等デイサービスを提供することができる旨を公表</p>				
7 共生型サービス体制強化加算	<p>共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置した場合 181 単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位</p> <p>ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 1 の注 10	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
8 家庭連携加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第 66 条、第 71 条の 2 において準用する指定通所基準第 54 条の 2 第 1 号、第 54 条の 3 第 2 号若しくは第 54 条の 4 第 4 号又は第 71 条の 3 の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所等従業者）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。				
9 事業所内相談支援加算	(1) 事業所内相談支援加算(Ⅰ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該障がい児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 2 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該障がい児の療育に係る相談援助を当該障がい児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に家庭連携加算を算定している場合に算定していないか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
10 利用者負担上限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
11 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定通所基準第 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第 71 条の 2 において準用する指定通所基準第 54 条の 2 第 1 号、第 54 条の 3 第 2 号若しくは第 54 条の 4 第 4 号の規定により置くべき従業者(共生型放課後等デイサービス事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。	平 24 厚告 122 別表第 3 の 4 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定通所基準第 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精				

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。</p>				
	<p>(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。</p> <p>① 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	平24厚告122別表第3の4の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
12 欠席時対応加算	<p>(1)欠席時対応加算(I)については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平24厚告122別表第3の5の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2)欠席時対応加算(Ⅱ)については、指定放課後等デイサービス事業所	平24厚告122別	適宜必要と認める報酬関	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、2の(3)に規定する就学児については、放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定していないか。</p>	<p>表第3の5の注2</p>	<p>係資料</p>		
<p>13 特別支援加算</p>	<p>次の①から③に掲げる基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、④から⑦のいずれにも適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき54単位を加算しているか。ただし、児童指導員等加配加算の理学療法士等を配置する場合の加算若しくは専門的支援加算のイを算定している場合または、共生型サービス体制強化加算（イもしくはロ）を算定していない場合は、加算しない。</p> <p>①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置していること。ただし、医療的ケア区分が1以上の場合の基本報酬を算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては看護職員を除き、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本を算定している場合は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>②心理指導担当職員は、大学（短大除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>③心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>④特別支援加算の対象となる障がい児に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>⑤特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>⑥特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>⑦加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p>	<p>平24厚告122別表第3の6の注1 平24厚告269の10 平24厚告270の8</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
14 強度行動障がい児支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障がいをもつ就学児（※1）に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うもの（※2）として市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費（基本報酬）を算定している場合は加算しない。</p> <p>※1 行動障がいの内容の欄の区分に応じ、その行動障がいが見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障がい児</p> <p>※2 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うこと。</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 6 の 2 の注 平 24 厚告 270 の 八の二 平 24 厚告 270 の 八の三	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
15 個別サポート加算	<p>（1）個別サポート加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、加算していないか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童 イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童 ロ 就学児サポート調査表に掲げる行動関連項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めた児童</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 7 の 注 1 平 24 厚告 270 の 8 の 4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>（2）個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚告 122 別表第 3 の 7 の 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
16 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない。以下(2)、(3)、(6)及び(7)において同じ。)	平24厚告122別表第3の8注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の8注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の8注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所にあつては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する又は重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定することを原則とする。(5)において同じ。)	平24厚告122別表第3の8注4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就	平24厚告122別表第3の8注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。				
	(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の8注6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の8注7	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
17 送迎加算	(1) 障がい児(重症心身障がい児を除く)に対して行う場合については、就学児(重症心身障がい児を除く)に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の9の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(1の2) (1) 及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定放課後等デイサービス事業所で、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第3の9の注1の2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3報酬改定に伴い、R3.4.1より算定要件見直し
	(2) 重症心身障がい児に対して行う場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児(重症心身障がい児に限る。)に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の9の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して行う場合及び重症心身障がい児に対して行う場合については、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の9の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
18 延長支援加算	次の(1)から(4)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障がい種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準	平24厚告122別表第3の10の注 平24厚告269の十二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 運営規程に定める営業時間が8時間以上であること。</p> <p>(2) 8時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。ただし、営業時間に送迎のみを実施する時間は含まない。</p> <p>(3) 延長時間帯に、指定通所基準の規程により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1名以上配置していること。</p> <p>(4) 延長した支援が必要やむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。</p>				
19 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算(I)については、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、共生型サービス体制強化加算のイ又はロを算定していない場合に算定していないか。</p>	平 24 厚告 122 別表第3の10の2の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(2) 関係機関連携加算(II)については、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚告 122 別表第3の10の2の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
20 保育・教育等移行支援加算	<p>障がい児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うこととなった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。</p>	平 24 厚告 122 別表第3の10の3の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
21 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から20までにより算定した</p>	平 24 厚告 122 別表第3の11の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	単位数の1000分の84に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から20までにより算定した 単位数の1000分の61に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から20までにより算定した 単位数の1000分の34に相当する単位数				
22 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から20までに算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から20までに算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第3の12の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	